

合理的配慮と基礎的環境整備

※文部科学省「平成27年度 特別支援教育担当者会議」行政説明資料から

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」： 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

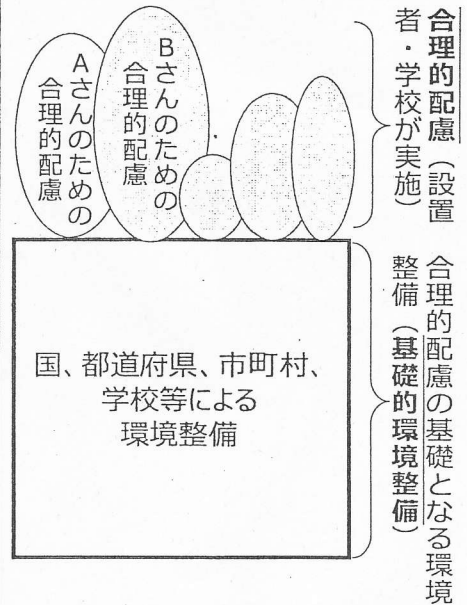
学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）

- ①教育内容・方法
 - ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
 - ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮
- ②支援体制
 - ②-1 専門性のある指導体制の整備
 - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②-3 災害時等の支援体制の整備
- ③施設・設備
 - ③-1 校内環境のバリアフリー化
 - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

学校における基礎的環境整備（8観点）

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



合理的配慮と基礎的環境整備の関係

※文部科学省「平成27年度 合理的配慮普及推進セミナー」説明資料から

同じエレベーターに関する場合であっても

A特別支援学校

・車いすを使用して移動する子供のために従前からエレベーターが整備されている。

A特別支援学校としての基礎的環境整備

⑤ 施設・設備の整備

B小学校

・次年度、車いすを使用して移動するCさんが入学する予定である。エレベーターの設置について、保護者から要望があり、均衡を失した又は過度の負担も含めて、検討中である。

Cさんのための合理的配慮

合理的配慮の観点《③施設設備》

③-1 校内環境のバリアフリー化

この際の基礎的環境整備の例
 ・施設設備に要する経費補助の制度
 ・学校施設整備指針等

B小学校としての基礎的環境整備

⑤ 施設・設備の整備

Cさん以降は

合理的配慮提供の検討に当たっての基本的な考え方

※文部科学省「平成27年度 合理的配慮普及推進セミナー」説明資料から

本人・保護者の意思の表明（※1）を受けて、合意形成を図りつつ、合理的配慮の検討・決定

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（H27.2.24 閣議決定）

なお、意思の表明が困難な障害者、家族介助等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要であることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

教育の分野では、教育基本法第4条第2項の規定も踏まえ、その障害のある子供が十分な教育を受けられるかどうかの視点で判断していくことが重要

【検討事項例】

- ・何のために、その合理的配慮を提供するのか。
- ・必要とされる合理的配慮は何か。
- ・何を優先して提供する必要があるか。
- ・体制面、財政面から均衡を失した、又は過度の負担（※2）になっていないか。
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか。
- ・その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか。

など

※2 「均衡を失した」又は「過度の」負担については、学校の設置者及び学校が個別に判断する。

【参考】過重な負担の基本的な考え方

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業の規模
- ⑤ 財務・財政状況

※「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」から

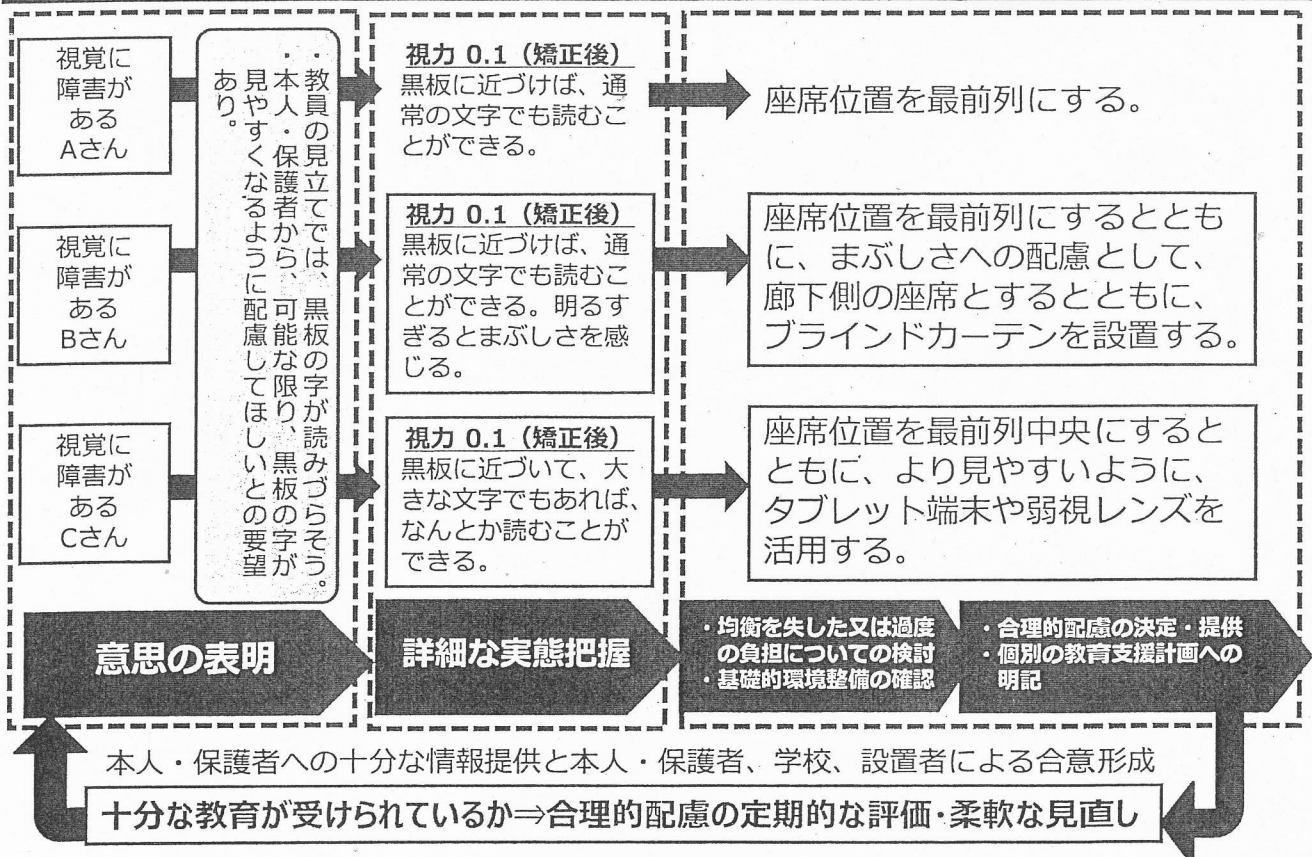
- ・教育基本法
- ・障害者基本法
- ・障害者差別解消法 等

検討の結果、本人・保護者からの要望のあった内容について、提供できない場合もある。

引き続き、十分な情報提供を行うとともに、その子供に十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について、合意形成を図っていくことが重要

合理的配慮決定までのプロセス（視覚障害の例）

※文部科学省「平成27年度 合理的配慮普及推進セミナー」説明資料から



(参考) 合理的配慮の例

※文部科学省「平成27年度特別支援教育担当者会議」行政説明資料から

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば、文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のために、カーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配付
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひがあり、車いすを使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。
左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす。)
- FM補聴器等の利用
- 口形をはっきりさせた形での会話
(座席配置をコの字型にし、他の子供の口元を見やすくする。等)

その他の合理的配慮の具体例について

今回示している具体例以外は提供する必要がないということではない。
一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定する必要がある。

【合理的配慮の具体例】

- ・「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成27年11月)
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)で整理された合理的配慮の観点や障害種別の例
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)」
「特別支援教育教材ポータルサイト」
- ・長崎県では、障害者差別禁止条例である「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が平成26年4月1日に施行されている。本条例の逐条解説においても、教育の場における「不均等待遇」や「合理的配慮」の主な事例について記載している。